平 1 2 第 1 0 1 号 平成 1 3 年 3 月 2 2 日

横浜市長 高秀 秀信 様

# 母子生活支援施設の機能強化等について(提言)

母子生活支援施設は、市内では現在、公立3、社会福祉法人4の計7施設があります。母子生活支援施設は、児童福祉法第38条に規定された児童福祉施設ですが、その役割として、支援を必要とする母子への生活の場の提供をはじめ、家庭生活の支援、就労支援、子育て・児童の支援等生活全般にわたっています。平成10年の児童福祉法改正により、それまでの「母子寮」から名称変更され、その機能も母子世帯の自立を支援する施設として明確に位置づけられています。

平成11年度と12年度に横浜市福祉調整委員会が取り扱った母子生活支援施設に関する苦情としては、「処遇に対する意見や不満を受けとめ、施設運営に反映する仕組みが十分でない」、「入所者のプライバシーが守られていない」という問題が苦情の原因となっている様子がうかがわれました。こうした背景には、従来の生活支援だけでは解決できない新たなニーズや課題が発生しているにもかかわらず、それに対する的確な支援の仕組みや運営体制が確立していないというソフト面の問題に加えて、ハードの面でも施設の老朽化等が著しく、母親と子どもの生活をより重視したプライバシーの確保が困難な状況となっているという面が見られました。

このような現状を踏まえ、母子生活支援施設の機能強化等の問題に適切に対応し解決を図るため、次のような取り組みを検討されるよう提言します。

## 提言

### 1 生活支援施設としての機能強化

入所者が抱える問題は、最近では、ドメスティック・バイオレンス(夫等親しい男性からの暴力)を理由とする入所が急増するなど多岐多様にわたっています。母子生活支援施設は、あくまで自立に向けた施設として、各入所者が抱える課題や問題点に直接向き合い、自立して退所に至るまでの間の生活全般にわたる支援を適切に行うことが求められています。また、夕刻から夜の相談時間確保などを含めた入所者個々人へのきめ細かい支援策に基づいた支援体制を充実させ、母親と子どもの自立支援策につながるような施設運営の推進が必要とされています。

そのために、まず個々の入所者の生活支援の基礎となる「自立支援計画」の作成にあたっては、入 所者の意見が反映される仕組みづくりと利用者である母親と子どものニーズに的確に対応するサービ スの提供が求められています。この「自立支援計画」は、必要な時期に適切な見直しを行い、併せて、 入所者の目標達成に対する評価も実施していく必要があります。

また、母子生活支援施設で入所者の意見が反映される施設運営の促進を図るために、母の会等と定期的に意見交換の機会を持ち、「意見箱」の活用を積極的に推進するとともに、意見表明の無記名性を確保する手段として、施設内での定期的なアンケート調査等の実施も検討してください。

## 2 母親と子どものプライバシーの確保

入所者は、周囲の言動に非常に鋭敏になっている面もあり、安心して生活できる環境が是非とも必要となっています。現在、施設によっては、老朽化が著しく入所者のプライバシーを確保することが物理的に難しくなっている面も見られます。

住環境が入所者等に与える影響は計り知れないものがあり、住環境の改善が急務の課題と考えられますので、施設の改修等を計画的に進めてください。

#### 3 母子シェルターとしての役割の拡充

近年における母子生活支援施設への入所理由としては、従来からの支援を必要とする理由に加え、 昨今ではとりわけ、ドメスティック・バイオレンスが大半を占めるなど、入所事情が大きく変化して います。

ドメスティック・バイオレンスは、母親に対する肉体的、精神的な暴力にとどまらず、子どもに対しても児童虐待として同時に出現する事例が多く、母と子の安全を図らなければなりません。しかし、現在横浜市では、母子緊急一時保護施設は1施設3室しかなく、婦人保護のための緊急一時保護施設に母子世帯で入所している事例が大半です。

ドメスティック・バイオレンスは今後も増加傾向がうかがえます。こうした中で、今後は母子生活 支援施設の機能をドメスティック・バイオレンスの母子シェルターにまで拡大することを明確に位置 づけ、支援体制づくりに努めてください。

# 平成12年度 提言のもととなった苦情申立て事例

申立ての		母子生活支援施設の保育士が、入所者の職歴等のプライバシーに関わることを他の入
趣	旨	所者に話す。
		職員に訴えたが、「様子をみましょう」と言うだけで、何も対応してくれないし、相
		手をかばうような言葉しか返ってこない。
調	查	苦情内容は過去のことであったり、指導した内容が違った意味でとられるなどの問題
	•	もあったが、入所者からの苦情や要望に対してきめ細かいチェックや改善状況の確認を
調	整	施設全体として行うこと、及び入所者のプライバシーの配慮等について改めて徹底する
結	果	よう申し入れた。

申立ての		母子生活支援施設に入所しているが、他の乱暴な口調の入所者等から迷惑を受けて困
趣	旨	っているが、職員が適切に対応してくれない。入所者は、様々な事情で入所しているの
		に、対応が十分ではない。
調	查	施設内で問題が生じた時の解決の仕方等について、入所者も含めて施設全体としてル
	•	ール化し、明確にしておくこと、また、他の入所者に迷惑を及ぼす方等については、本
調	整	人への援助計画を立て、施設の総力を挙げて援助するとともに、他の入所者にも事情を
結	果	理解してもらうよう努力をすること、等について改善の申入れを行った。

# 市の対応

市では、母子シェルターの機能を持ち、プライバシーに配慮した母子生活支援施設の改修等を計画化し整備を進めているほか、民間の女性緊急一時保護施設を支援し、受け入れ体制の充実に努めている。

自立支援につながる施設運営の推進については、自立支援計画の策定、意見交換会の開催、意見箱の設置 等を進めている。